

子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月～9月までの**6カ月間**
これまでと同じ月額13,000円で
引き続き支給されることになりました。

●支給金額

子ども1人につき月額13,000円

●支給対象となる子ども

0歳から中学校卒業まで

(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)

●支給月

平成23年6月(平成23年2月分～5月分)

平成23年10月(平成23年6月分～9月分)

こ 注 意

◆次の方は、申請手続きが必要です。

- 出生などにより、新たに養育する子どもができた方
- 既に支給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
- 既に支給していて、他の市町村から引越しをされた方

◆次の方は、手続きの必要はありません。

- 既に支給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方

◆平成23年6月の現況届の提出は不要です。

ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。

※詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

問合せ

保健福祉部 子育て支援課

電話046(882)1111内線365・366